

沖ト協発第159号

令和3年1月29日

貨物運送事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長

( 公 印 省 略 )

### 貨物自動車運送事業法等に係る申請書等の押印・署名のあり方の見直しについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところです。

つきましては、国土交通省より下記の法令に係る事業者等からの申請・届出等の手続きについては、押印や署名を不要とする旨の通達が発出されましたので周知いたします。

#### 記

- (1) 道路運送法関係
- (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係
- (3) 貨物自動車運送事業法関係
- (4) タクシー業務適正化特別措置法関係
- (5) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法関係

※上記関係法令に係る行政機関への申請・届出等の手続きにおける押印や署名が不要となります。

※署名は不要ですが、記名は必要です。

- ・署名とは、本人が自筆で手書きすること又は記名及び押印すること。
- ・記名とは、署名以外の方法で氏名を記入、入力すること。(パソコンやゴム印等)

<本件に関する問合せ先>

(公社) 沖縄県トラック協会適正化事業課

TEL: 098-863-0280